

消費者団体ほか関係団体との意見交換会
第 4 次消費者委員会の活動への希望等

2015 年 10 月 27 日

日本司法書士会連合会
消費者問題対策委員会

1 特商法及び消費者契約法に関する専門調査会について

消費者取引被害への対応に際し、実務において活用する法律である「特定商取引法」及び「消費者契約法」がいずれも、現在、専門調査会において審議されており、その動向に注目している。

高度情報通信社会の進展や高齢化社会の到来により、様々な取引被害が発生している。このような実態を踏まえ、両専門調査会においては、利用者（消費者）の利益の保護といった各法律の目的を基礎とし、利用者が安心して利用することのできる市場あるいは契約ルールの形成に資する方向での答申を期待する。

なお、この点につき、当連合会は2015年9月17日に消費者委員会消費者契約法専門調査会に対しては「中間取りまとめ」を、消費者委員会特定商取引法専門調査会に対しては「中間整理」を提出しているところである。

2 高齢者の消費者被害

独居高齢者に友人として近づきその後、継続して店舗に呼び込み高額の宝飾品を購入させたり、怪しげな実験を見せて大量の健康食品を購入させたりする事件や、判断能力の低下した高齢者に対する詐欺的投資勧誘事件など、高齢者を対象とする消費者取引被害事件が散見される。

こうした事案では、高齢者自身が契約締結過程についての記憶がなかったり、明確な誤認惹起行為や威迫行為はないものによくわからないまま不必要な契約を締結させられるなど、被害救済のための法律構成に苦慮する 경우가少なくない。

高齢化社会の到来に向け、高齢者被害の未然防止及び解決に資する体制の構築や、法律改正等の検討が急務であると思われる。

以上のとおりであるから、当連合会では、高齢者の消費者被害の未然防止及び被害の回復を重要課題の一つと考えているところであり、平成28年2月27日には、高齢者の消費者被害に関するシンポジウムを開催する予定である。

3 特殊詐欺被害

振り込め詐欺、架空請求詐欺、情報商材系及びサクラサイト詐欺などの、いわゆる「特殊詐欺」による被害が深刻化しているところ、行政機関や民間事業者等による様々な被害未然防止対策、刑事手続、民事手続と多方面にわたる対策が行われている。

このうち、民事手続に着目すると、①相手方特定の困難性（例えばインターネットを介した架空請求詐欺等）であること、②違法収益が隠匿された事による被害の具体的な回復の困難性（例えば振込先として指定された口座から瞬時に金銭が引き出されていることが多い）などが挙げられる。

①については、例えば、最終的に加害者を特定するための情報として、加害者のメー

メールアドレスやアクセスログが残されていた場合にて、被害者側としては当該Eメールの発信者情報の開示をプロバイダ等に求めることになるが、プロバイダ（一部の携帯電話事業者のメールアドレスを除く）側では、仮に裁判所の調査嘱託等であっても、プロバイダ責任制限法の発信者情報開示請求権の対象となるケース以外には一切開示に応じしておらず、その結果、加害者の特定を断念せざるを得ないケースがあり問題である。

なお、この点につき、当連合会は2014年3月8日に「インターネット取引被害シンポジウム」を開催し、上記問題についても取り上げている。

また、貴委員会は、上記問題につき、2013年8月27日に「インターネットを通じた消費者の財産被害問題に関する消費者委員会としての現時点の考え方」を公表しているところである。

このほか、①について、犯罪収益移転防止法や携帯電話不正利用防止法の対象事業者がいわゆるツール提供事業者として関係していたところ、提供を受けた本人確認資料（免許証等）が偽造であったり、送付先として都内の空家が利用されているケースがあるなど、改めて本人確認について、その方法も含めた見直しが必要であると思われることや、民事訴訟法上の証拠収集手続としての情報の開示請求と、被請求事業者の守秘義務等との関係の相当性（例えば調査嘱託に対する被嘱託先の回答拒否）なども問題であると考えられる。

さらに、②については個々の民事事件における現在の民事訴訟法の「財産開示請求」手続の実効性なども含め、被害の具体的な回復に資する方法の検討も必要であると考えられる。

以上の問題点も含め、特殊詐欺の被害未然防止や被害回復の観点から、今一度「特殊詐欺」への対応についての検討をお願いしたい。